

## 平成27年度 行政評価シート

### 1 取組の概要

取組名	上下水道料金の減免の見直し		
取組の概要	生活困難者等を対象として実施している標記事業について、受益者負担の公平の観点及び減免制度の福祉施策への転換を含めた制度のあり方の検討と、一般会計からの繰入金の減少を鑑みて、減免制度の見直しを行う。		
取組の実施予定時期	未定（関係部局と協議中）	所管部局	上下水道部料金課

### 2 対象事業の概要

事業名	水道料金・下水道使用料減免事業		
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困難者に対する福祉施策として、水道料金・下水道使用料の一部減免を行う。</li> <li>・社会福祉施設の事業目的の公益性に鑑みて同様に一部減免を行う。</li> <li>・物価統制令に基づく公衆浴場料金の対象となる浴場の公益性に鑑みて同様に一部減免を行う。</li> </ul>		
事業の実施根拠	旭川市水道事業給水条例第29条及び旭川市下水道条例第22条		
事業の開始時期	水道料金は昭和40年度から、下水道使用料は昭和52年度から		
利用対象者	生活困難者（生活保護、児童扶養手当、特別児童扶養手当各受給世帯、障害者のみの世帯及び独居高齢者世帯）、社会福祉施設及び公衆浴場		
事業内容	生活困難者及び社会福祉施設、公衆浴場に対する水道料金・下水道使用料の減免		
運営方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	(平成27年度の職員体制) 正職員 6人, 臨時職員 2人, 嘱託職員 人	
	<input type="checkbox"/> 指定管理又は委託	(委託等の内容) (平成27年度の職員体制) 正職員 人, 臨時職員 人	
料金制度	<input type="checkbox"/> 使用料 <input type="checkbox"/> 手数料 <input type="checkbox"/> 負担金 <input checked="" type="checkbox"/> その他(    代金・使用料    )		
減免制度	生活保護受給世帯・児童扶養手当受給世帯・特別児童扶養手当受給世帯・障害者のみの世帯については水道料金・下水道使用料全体を5割減免。独居高齢者(70歳以上)世帯については水道料金・下水道使用料の基本料金を約4割減免。 社会福祉施設については水道料金・下水道使用料の超過料金の単価を軽減。公衆浴場については水道料金・下水道使用料の基本料金を2%減免及び超過料金の4段階の従量制単価を軽減及び対象水量の変更。(詳細については別紙のとおり)		
類似施設 (民間の施設を含む)			
類似施設との違い			

※施設が複数個所に及ぶ場合は別に資料を作成してください。

3 対象事業の運営状況

(1) 収支状況

(単位:千円)

経費の内容		水道料金					
年度 内訳		H24年度 (決算)	H25年度 (決算)	H26年度 (決算見込)	H27年度 (予算)	備考	
収入							
	合計(A)	0	0	0	0		
支出	事業費	219,244	222,802	237,522	222,959		
	減免負担金	219,244	222,802	237,522	222,959	一般会計からの繰入金	
	人件費	8,244	7,557	8,022	8,174		
	正職員	人工	2	2	2	2	
		金額	7,344	7,332	7,222	7,194	上下水道で案分している
	正職員 以外	人工	1	1	1	1	
		金額	900	225	800	980	上下水道で案分している
	合計(B)	227,488	230,359	245,544	231,133		
差引(合計(A)-合計(B))	-227,488	-230,359	-245,544	-231,133			

※人件費(正職員分)は、平成24年度7,344千円、平成25年度7,332千円、平成26年度7,222千円、平成27年度は7,194千円で計算すること。

(2) 減免状況等

年度 年度末現在の状況		H24年度 (実績)	H25年度 (実績)	H26年度 (実績)	H27年度 (見込み)	備考
減免者総数(件)		15,278	15,604	16,095	16,547	
内訳	家事用	14,995	15,310	15,792	16,249	
	社会福祉施設	266	278	286	281	
	公衆浴場	17	16	17	17	
減免者ごとの減免総額(円)		219,244,000	222,802,000	237,522,000	222,959,000	
内訳	家事用	130,633,000	131,751,000	140,115,000	133,909,000	
	社会福祉施設	64,695,000	65,806,000	71,558,000	65,397,000	
	公衆浴場	23,916,000	25,245,000	25,849,000	23,653,000	
減免に係る市の繰入金(円)		219,244,000	222,802,000	237,522,000	222,959,000	

(3) 見直し、改善等の経過

年度	内容
平成20年度	生保・児扶・特児各世帯について約4割減免から約5割減免に変更。
	障害者のみの世帯を新たに減免の対象とした。
	社会福祉施設について減免額を縮小。

3 対象事業の運営状況

(1) 収支状況

(単位:千円)

経費の内容		下水道使用料					
年度 内訳		H24年度 (決算)	H25年度 (決算)	H26年度 (決算見込)	H27年度 (予算)	備考	
収入							
	合計(A)	0	0	0	0		
支出	事業費	275,468	287,421	295,730	279,825		
	減免負担金	275,468	287,421	295,730	279,825	一般会計からの繰入金	
	人件費	8,244	7,557	8,022	8,174		
	正職員	人工	2	2	2	2	
		金額	7,344	7,332	7,222	7,194	上下水道で案分している
	正職員 以外	人工	1	1	1	1	
		金額	900	225	800	980	上下水道で案分している
	合計(B)	283,712	294,978	303,752	287,999		
差引(合計(A)-合計(B))		-283,712	-294,978	-303,752	-287,999		

※人件費(正職員分)は、平成23年度7,399千円、平成24年度7,344千円、平成25年度7,332千円、平成26年度7,222千円で計算すること。

(2) 減免状況等

年度 年度末現在の状況		H24年度 (実績)	H25年度 (実績)	H26年度 (実績)	H27年度 (見込み)	備考
減免者総数(件)		14,562	14,929	15,479	15,959	
内訳	家事用	14,304	14,659	15,200	15,685	
	社会福祉施設	242	253	261	256	
	公衆浴場	16	17	18	18	
減免者ごとの減免総額(円)		275,468,000	287,421,000	295,730,000	279,825,000	
内訳	家事用	135,541,000	136,599,000	146,065,000	139,270,000	
	社会福祉施設	85,565,000	91,966,000	99,416,000	90,373,000	
	公衆浴場	54,362,000	58,856,000	50,249,000	50,182,000	
減免に係る市の繰入金(円)		275,468,000	287,421,000	295,730,000	279,825,000	

(3) 見直し, 改善等の経過

年度	内容
平成20年度	生保・児扶・特児各世帯について全額減免から約5割減免に変更。
	障害者のみの世帯を新たに減免の対象とした。
	社会福祉施設について減免額を縮小。

#### 4 取組に係る他市の状況

市名	状況
札幌市	減免制度はない。
函館市	個人向け減免制度は廃止。社会福祉施設に対し下水道使用料のみ実施。
枚方市	個人向けは本市とほぼ同様の範囲で基本料金の一部を減免。社会福祉施設(特養)は入居者に対する助成あり。

※取組に係る他市の状況について、札幌、函館及び他の中核市1市の状況を記入してください。

#### 5 評価等の結果

1次評価 (所管部局)	A	料金制度の見直しとリンクする事業であるため、次期料金改定に向けて制度の研究や情報の収集、福祉施策への転換に向けた関係部局との調整を継続する。
行政評価懇談会 での主な意見		<p>&lt;対象事業等について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・料金改定のときに旭川市の一般会計の繰入金を当てにしないことも想定した料金体系が考えられないか。</li> <li>・ライフスタイルの変化が加味されていないシステムとなっている。</li> <li>・社会福祉施設や公衆浴場については、料金区分を設定した方が良いのではないか。</li> </ul> <p>&lt;見直しの取組について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、家庭の所得が伸び悩む時代において、負担を求める見直しを行うときは、公平性を最終的に保てるよう検討してほしい。</li> <li>・独居高齢者だけが大変なわけではなく、2人以上でも大変な世帯はある。</li> <li>・支援対象世帯の在り方について、減免の見直しを含め、行政はしっかりと考えてもらいたい。</li> <li>・ライフスタイルを考慮した制度に改めることはとても大切だと思うが、それを市民に提示して納得していただくためには、綿密な調査が必要になるだろう。手当を受給している場合に限って支援を行うのであれば、客観的でわかりやすいが、手当受給者の中でも減免が必要な方、そうでない方が実際にいるのであれば、その理由をきちんと説明できなければ市民は納得しない。</li> <li>・単純に減免制度だけの問題ではなく、使用水量も減少している中で、少子高齢化ということもあり、基本水量を0㎡にするのか、従来のように一律16㎡を基本水量とするということにはならないのではないか、その後に減免制度をどうするかということにならなければ市民は納得しないだろう。</li> </ul>
2次評価 (行政評価 検討会議)	B	<p>基本水量や区分等について多様なライフスタイルに対応するため、料金体系の見直しを行い、その整理の中で減免制度が真に必要なかどうかを検討するとともに、一般会計からの繰入金によらない制度運用が可能かどうかについても合わせて検討すること。</p> <p>なお、減免制度の見直しをすることとなった場合には、その見直しによる代替施策案について関係部局と十分な協議・調整をすること。</p>

評価区分 A(予定どおり推進)、B(見直し)、C(取組中止)

## 資料 1

# 水道料金・下水道使用料の減免制度について

## 1 沿革

- 昭和 4 0 年 公衆浴場の水道料金減免を開始。
- 昭和 4 4 年 生活保護受給世帯・児童扶養手当受給世帯・特別児童扶養手当受給世帯・社会福祉施設を対象に水道料金減免を開始。
- 昭和 5 2 年 下水道使用料の減免を開始。(対象は水道減免と同じ)
- 平成 5 年 「水道料金・下水道使用料減免事務取扱要領」施行。  
独居高齢者の減免を開始。
- 平成 2 0 年 減免制度の見直しを実施。  
障害者のみの世帯の減免を開始。

## 2 減免の根拠法令

「旭川市水道事業給水条例第 2 9 条」及び「旭川市下水道条例第 2 2 条」

## 3 減免の取扱規則・要領等

「水道料金・下水道使用料減免事務取扱要領」

## 4 減免基準

別紙「減免基準表」のとおり。

## 5 平成 2 6 年度の減免制度の状況

	水道料金			下水道使用料		
	減免世帯数(件)	減免負担金(円)	1世帯当たり減免負担金(円)	減免世帯数(件)	減免負担金(円)	1世帯当たり減免負担金(円)
生活保護	5,289	52,392,000	9,906	4,839	52,137,000	10,774
児童扶養手当	2,221	33,056,000	14,883	2,183	35,066,000	16,063
特別児童扶養手当	636	12,617,000	19,838	626	13,635,000	21,781
独居高齢者	6,930	35,039,000	5,056	6,859	37,916,000	5,528
障害者のみ	716	7,011,000	9,792	693	7,311,000	10,550
社会福祉施設	286	71,558,000	250,203	261	99,416,000	380,904
公衆浴場	17	25,849,000	1,520,529	18	50,249,000	2,791,611
合計	16,095	237,522,000	14,758	15,479	295,730,000	19,105

## 水道料金・下水道使用料減免基準表

		減免前		減免後		備考
		基本料金 (0～8㎥まで 1か月につき)	超過料金 (1㎥につき)	基本料金 (0～8㎥まで 1か月につき)	超過料金 (1㎥につき)	
水道料金	生活保護等・ 児童扶養手当・ 特別児童扶養手当 受給世帯 障害者のみの世帯	1,020 円	9 ㎥以上 143 円	510 円	9 ㎥以上 72 円	
	独居高齢者世帯	1,020 円	9 ㎥以上 143 円	642 円	9 ㎥以上 143 円	
	社会福祉施設	1,020 円	9～20 ㎥まで 143 円 21～50 ㎥まで 179 円 51～200 ㎥まで 215 円 201 ㎥以上 226 円	1,020 円	9 ㎥以上 120 円	
	公衆浴場	1,020 円	9～20 ㎥まで 143 円 21～50 ㎥まで 179 円 51～200 ㎥まで 215 円 201 ㎥以上 226 円	1,000 円	9～50 ㎥まで 99 円 51～650 ㎥まで 36 円 651～1,300 ㎥まで { 36 円 226 円 1,301 ㎥以上 226 円	注1 注2

		減免前		減免後		備考
		基本使用料 (0～8㎥まで 1か月につき)	超過使用料 (1㎥につき)	基本使用料 (0～8㎥まで 1か月につき)	超過使用料 (1㎥につき)	
下水道 使用料	生活保護等・ 児童扶養手当・ 特別児童扶養手当 受給世帯 障害者のみの世帯	1,096 円	9 ㎥以上 156 円	548 円	9 ㎥以上 78 円	
	独居高齢者世帯	1,096 円	9 ㎥以上 156 円	682 円	9 ㎥以上 156 円	
	社会福祉施設	1,096 円	9～20 ㎥まで 156 円 21～50 ㎥まで 183 円 51～200 ㎥まで 251 円 201 ㎥以上 275 円	1,096 円	9 ㎥以上 77 円	
	公衆浴場	1,096 円	9～20 ㎥まで 156 円 21～50 ㎥まで 183 円 51～200 ㎥まで 251 円 201 ㎥以上 275 円	1,074 円	9～20 ㎥まで 152 円 21～650 ㎥まで 18 円 651～1,300 ㎥まで { 18 円 275 円 1,301 ㎥以上 275 円	注1 注2

※料金は、上記基本料金(使用料)と超過料金(使用料)との合計額に100分の108を乗じた額とする。(1円未満の端数は切り捨てる。)

なお、水道料金・下水道使用料はそれぞれ計算する。

※注1 「旭川市確保特定浴場指定指針」による「確保特定浴場」として市の指定を受けた施設

※注2 「旭川市確保特定浴場指定指針」による「確保特定浴場」として市の指定を受けない施設

資料3

## 減免実施世帯等の推移

1 水道料金 ※上段は世帯数、下段は対前年比

※上段は世帯数、下段は対前年比

	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
生活保護	907	1,001	1,133	1,421	1,647	1,944	2,192	2,421	2,730	3,035	3,322	3,538	3,789	3,958	4,153	4,358	4,642	4,895	5,147	5,192	5,216	5,289
	-	1.10	1.13	1.25	1.16	1.18	1.13	1.10	1.13	1.11	1.09	1.07	1.07	1.04	1.05	1.05	1.07	1.05	1.05	1.01	1.01	1.00
児童扶養手当	248	274	311	761	1,036	1,241	1,361	1,522	1,656	1,713	1,865	1,939	2,002	2,214	2,376	2,168	2,183	2,204	2,227	2,257	2,223	2,221
	-	1.10	1.14	2.45	1.36	1.20	1.10	1.12	1.09	1.03	1.09	1.04	1.03	1.11	1.07	0.91	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	0.98
特別児童扶養手当	203	224	254	318	355	411	395	424	467	480	501	511	513	563	571	553	574	599	619	621	619	636
	-	1.10	1.13	1.25	1.12	1.16	0.96	1.07	1.10	1.03	1.04	1.02	1.00	1.10	1.01	0.97	1.04	1.04	1.03	1.00	1.00	1.03
独居高齢者	1,523	1,649	1,733	2,109	2,331	2,593	2,925	3,355	3,763	3,983	4,137	4,275	4,496	4,676	4,806	5,191	5,415	5,634	5,977	6,282	6,580	6,930
	-	1.08	1.05	1.22	1.11	1.11	1.13	1.15	1.12	1.06	1.04	1.03	1.05	1.04	1.03	1.08	1.04	1.04	1.06	1.05	1.05	1.05
障害者のみ世帯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	359	437	511	585	643	672	716
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.22	1.17	1.14	1.10	1.05	1.07
社会福祉施設	106	105	107	108	111	115	116	127	130	140	153	164	190	231	239	245	252	256	260	266	278	286
	-	0.99	1.02	1.01	1.03	1.04	1.01	1.09	1.02	1.08	1.09	1.07	1.16	1.22	1.03	1.03	1.03	1.02	1.02	1.02	1.05	1.03
公衆浴場	37	35	36	33	32	29	29	28	28	28	28	26	26	26	24	23	22	19	18	17	16	17
	-	0.95	1.03	0.92	0.97	0.91	1.00	0.97	1.00	1.00	1.00	0.93	1.00	1.00	0.92	0.96	0.96	0.86	0.95	0.94	0.94	1.06
合計	3,024	3,288	3,574	4,750	5,512	6,333	7,018	7,877	8,774	9,379	10,006	10,453	11,016	11,668	12,169	12,897	13,525	14,118	14,833	15,278	15,604	16,095
	-	1.09	1.09	1.33	1.16	1.15	1.11	1.12	1.11	1.07	1.07	1.04	1.05	1.06	1.04	1.06	1.05	1.04	1.05	1.03	1.02	1.03

2 下水道使用料

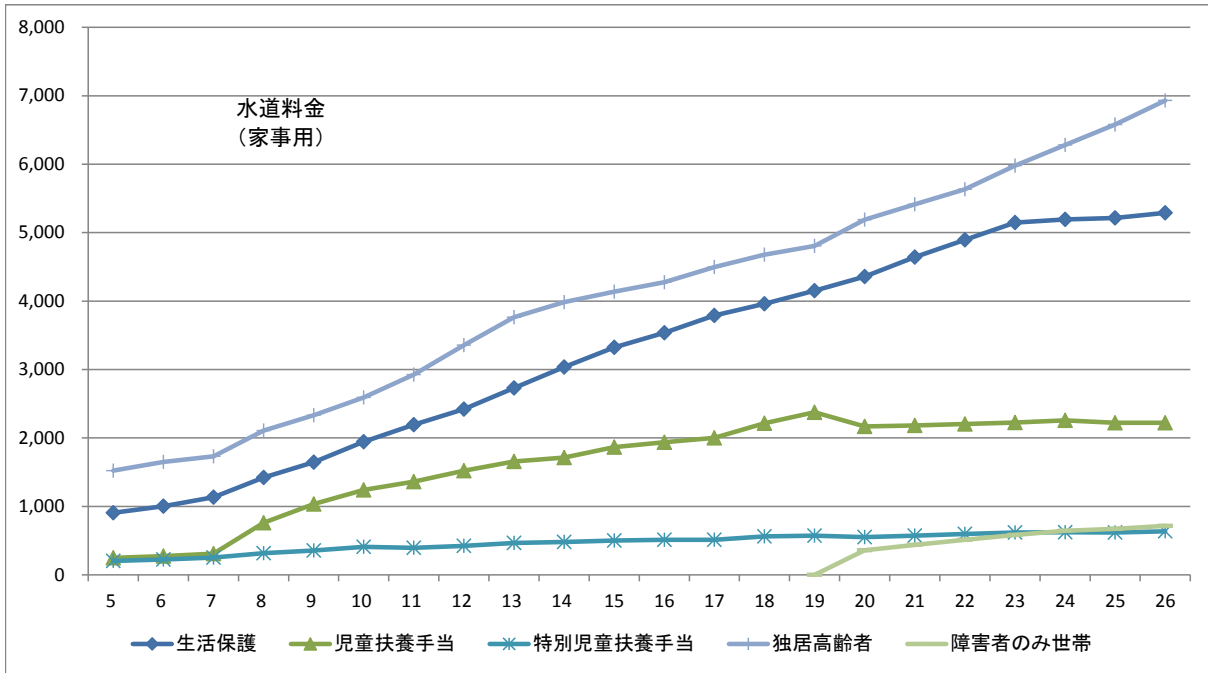
※上段は世帯数、下段は対前年比

	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
生活保護	541	617	724	929	1,108	1,367	1,581	1,774	2,047	2,359	2,628	2,847	3,138	3,336	3,560	3,788	4,085	4,359	4,633	4,707	4,747	4,839
	-	1.14	1.17	1.28	1.19	1.23	1.16	1.12	1.15	1.15	1.11	1.08	1.10	1.06	1.07	1.06	1.08	1.07	1.06	1.02	1.01	1.02
児童扶養手当	185	221	259	615	866	1,062	1,206	1,363	1,497	1,584	1,755	1,838	1,922	2,121	2,294	2,101	2,112	2,139	2,165	2,205	2,175	2,183
	-	1.19	1.17	2.37	1.41	1.23	1.14	1.13	1.10	1.06	1.11	1.05	1.05	1.10	1.08	0.92	1.01	1.01	1.01	1.02	0.99	1.00
特別児童扶養手当	147	158	186	245	280	337	334	370	418	432	461	482	484	536	549	538	560	585	602	609	610	626
	-	1.07	1.18	1.32	1.14	1.20	0.99	1.11	1.13	1.03	1.07	1.05	1.00	1.11	1.02	0.98	1.04	1.04	1.03	1.01	1.00	1.03
独居高齢者	1,021	1,155	1,267	1,609	1,862	2,145	2,482	2,889	3,328	3,577	3,780	3,954	4,228	4,446	4,605	5,014	5,253	5,490	5,847	6,164	6,480	6,859
	-	1.13	1.10	1.27	1.16	1.15	1.16	1.16	1.15	1.07	1.06	1.05	1.07	1.05	1.04	1.09	1.05	1.05	1.07	1.05	1.05	1.06
障害者のみ世帯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	345	415	495	568	619	647	693
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.20	1.19	1.15	1.09	1.05	1.07
社会福祉施設	73	75	77	77	80	85	87	100	104	114	126	136	164	208	217	223	228	231	236	242	253	261
	-	1.03	1.03	1.00	1.04	1.06	1.02	1.15	1.04	1.10	1.11	1.08	1.21	1.27	1.04	1.03	1.02	1.01	1.02	1.03	1.05	1.03
公衆浴場	29	27	30	27	27	26	26	25	25	25	24	25	25	24	23	23	21	19	18	16	17	18
	-	0.93	1.11	0.90	1.00	0.96	1.00	0.96	1.00	1.00	0.96	1.04	1.00	0.96	0.96	1.00	0.91	0.90	0.95	0.89	1.06	1.06
合計	1,996	2,253	2,543	3,502	4,223	5,022	5,716	6,521	7,419	8,091	8,774	9,282	9,961	10,671	11,248	12,032	12,674	13,318	14,069	14,562	14,929	15,479
	-	1.13	1.13	1.38	1.21	1.19	1.14	1.14	1.14	1.09	1.08	1.06	1.07	1.07	1.05	1.07	1.05	1.05	1.05	1.06	1.04	1.03

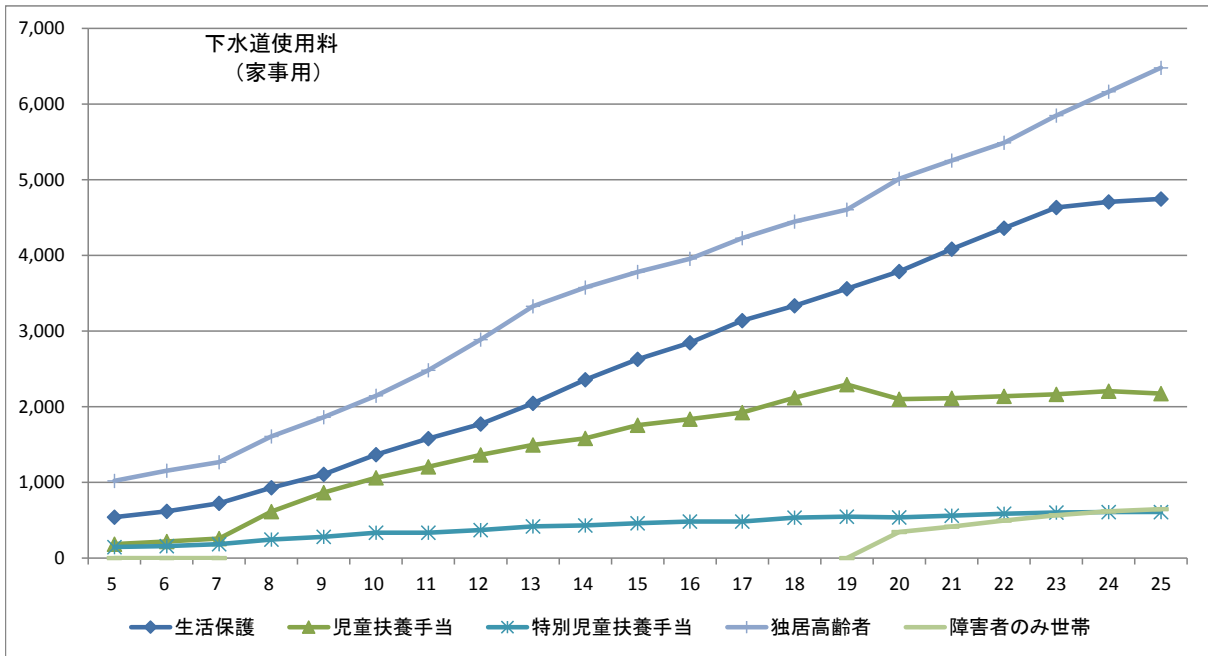
※実施世帯等は休止中を除く年度末の数値。

※平成20年8月18日から障害者のみ世帯の減免受付開始（減免適用は同年10月以降の検針分から）

家事用水道料金減免世帯数(件)

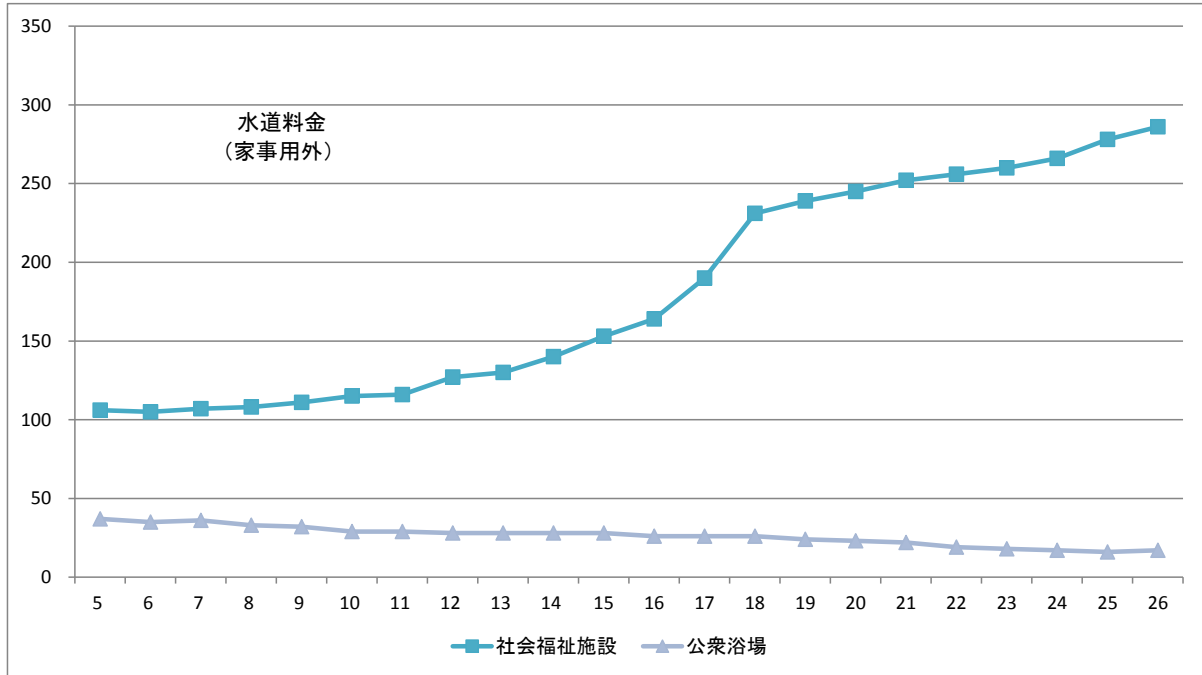


家事用下水道料金減免世帯数(件)

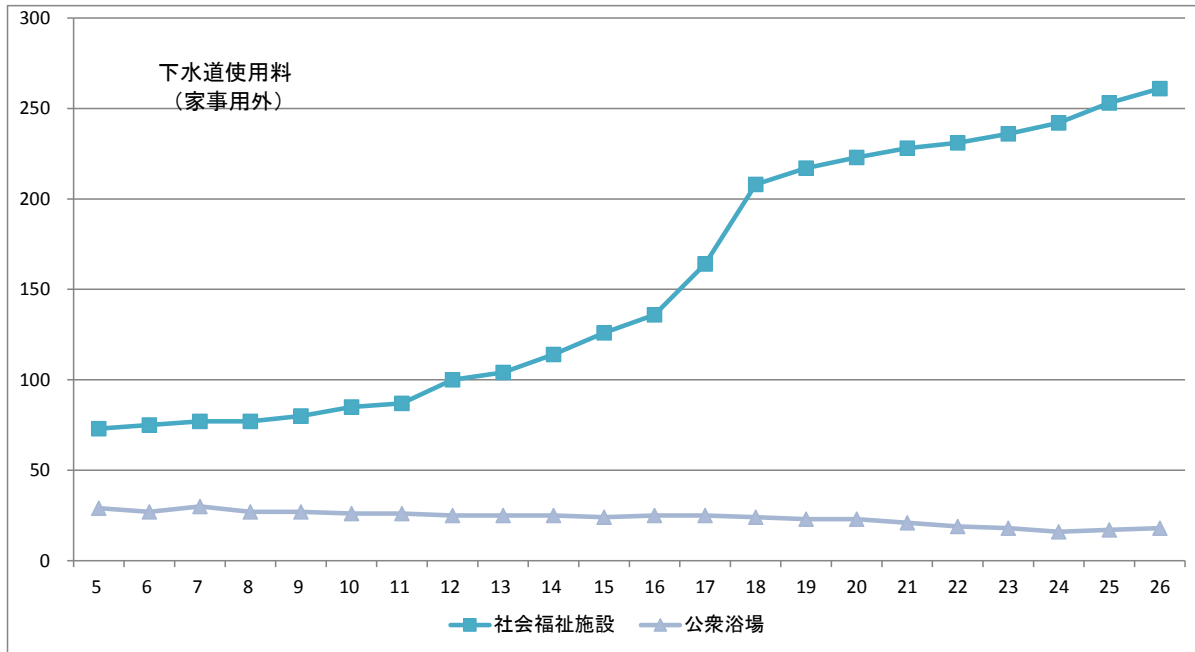




家事用外水道料金減免世帯数(件)

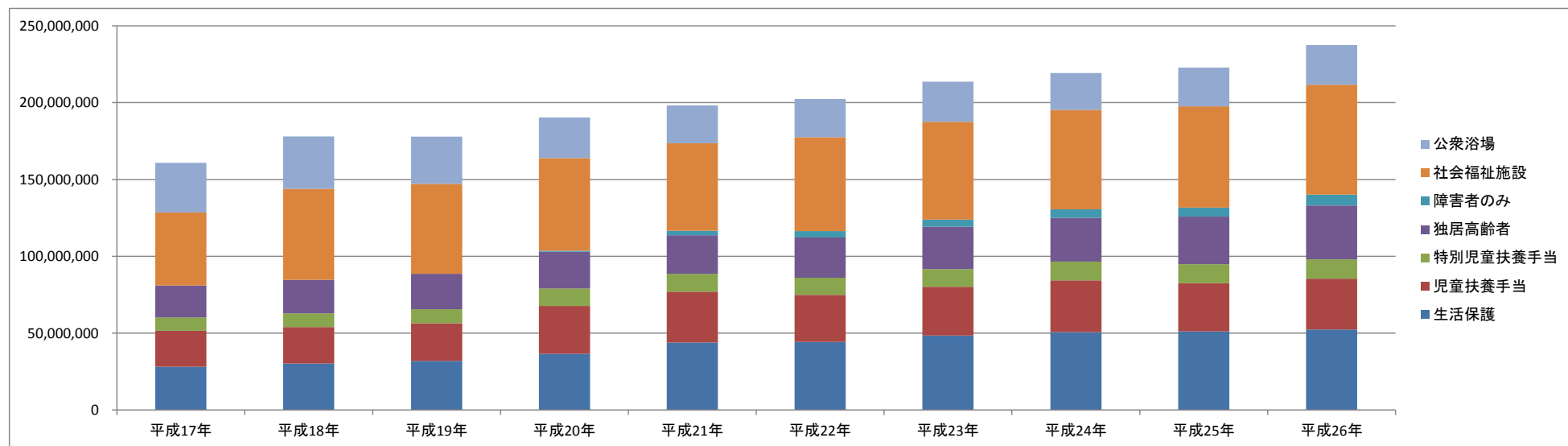


家事用外下水道料金減免世帯数(件)



## 水道料金減免負担金

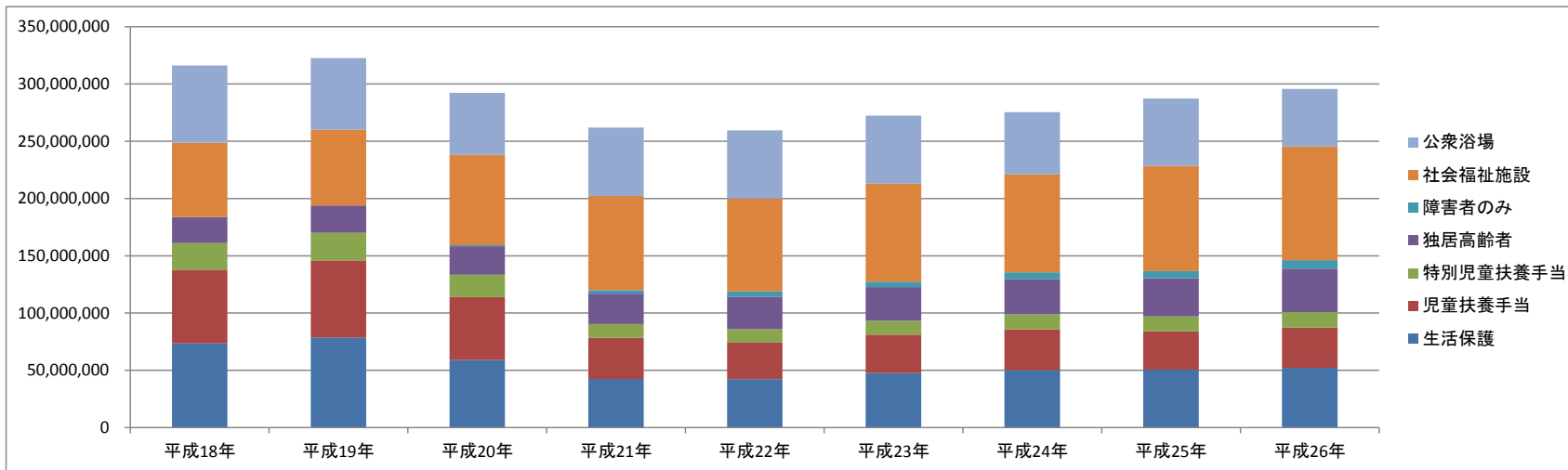
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
生活保護	28,136,000	30,266,000	31,892,000	36,602,000	43,931,000	44,254,000	48,431,000	50,680,000	51,188,000	52,392,000
児童扶養手当	23,410,000	23,712,000	24,551,000	31,092,000	33,034,000	30,613,000	31,781,000	33,615,000	31,279,000	33,056,000
特別児童扶養手当	8,681,000	8,960,000	9,194,000	11,340,000	11,709,000	11,223,000	11,469,000	12,315,000	12,371,000	12,617,000
独居高齢者	20,827,000	21,794,000	22,935,000	23,907,000	25,028,000	26,141,000	27,487,000	28,476,000	30,966,000	35,039,000
障害者のみ				737,000	2,914,000	4,214,000	4,660,000	5,547,000	5,947,000	7,011,000
社会福祉施設	47,538,000	59,252,000	58,617,000	60,220,000	56,941,000	61,099,000	63,785,000	64,695,000	65,806,000	71,558,000
公衆浴場	32,308,000	34,041,000	30,681,000	26,427,000	24,698,000	24,781,000	25,987,000	23,916,000	25,245,000	25,849,000
合計	160,900,000	178,025,000	177,870,000	190,325,000	198,255,000	202,325,000	213,600,000	219,244,000	222,802,000	237,522,000



## 下水道使用料減免負担金

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
生活保護	73,521,000	78,597,000	58,956,000	42,470,000	42,170,000	47,528,000	50,266,000	50,656,000	52,137,000
児童扶養手当	64,225,000	67,331,000	54,989,000	35,753,000	31,871,000	33,502,000	35,653,000	33,254,000	35,066,000
特別児童扶養手当	23,348,000	24,171,000	19,550,000	12,276,000	11,787,000	12,315,000	13,100,000	13,166,000	13,635,000
独居高齢者	22,755,000	23,808,000	24,841,000	26,363,000	28,455,000	29,252,000	30,690,000	33,275,000	37,916,000
障害者のみ			798,000	3,151,000	4,560,000	4,856,000	5,832,000	6,248,000	7,311,000
社会福祉施設	64,804,000	66,129,000	79,146,000	82,189,000	81,059,000	85,615,000	85,565,000	91,966,000	99,416,000
公衆浴場	67,581,000	62,508,000	54,093,000	59,724,000	59,667,000	59,393,000	54,362,000	58,856,000	50,249,000
合計	316,234,000	322,544,000	292,373,000	261,926,000	259,569,000	272,461,000	275,468,000	287,421,000	295,730,000

注, 平成17年度まで生活保護・児童扶養手当・特別児童扶養手当の内訳なし



## 資料5

## 平成20年度 水道料金・下水道使用料減免の見直しについて

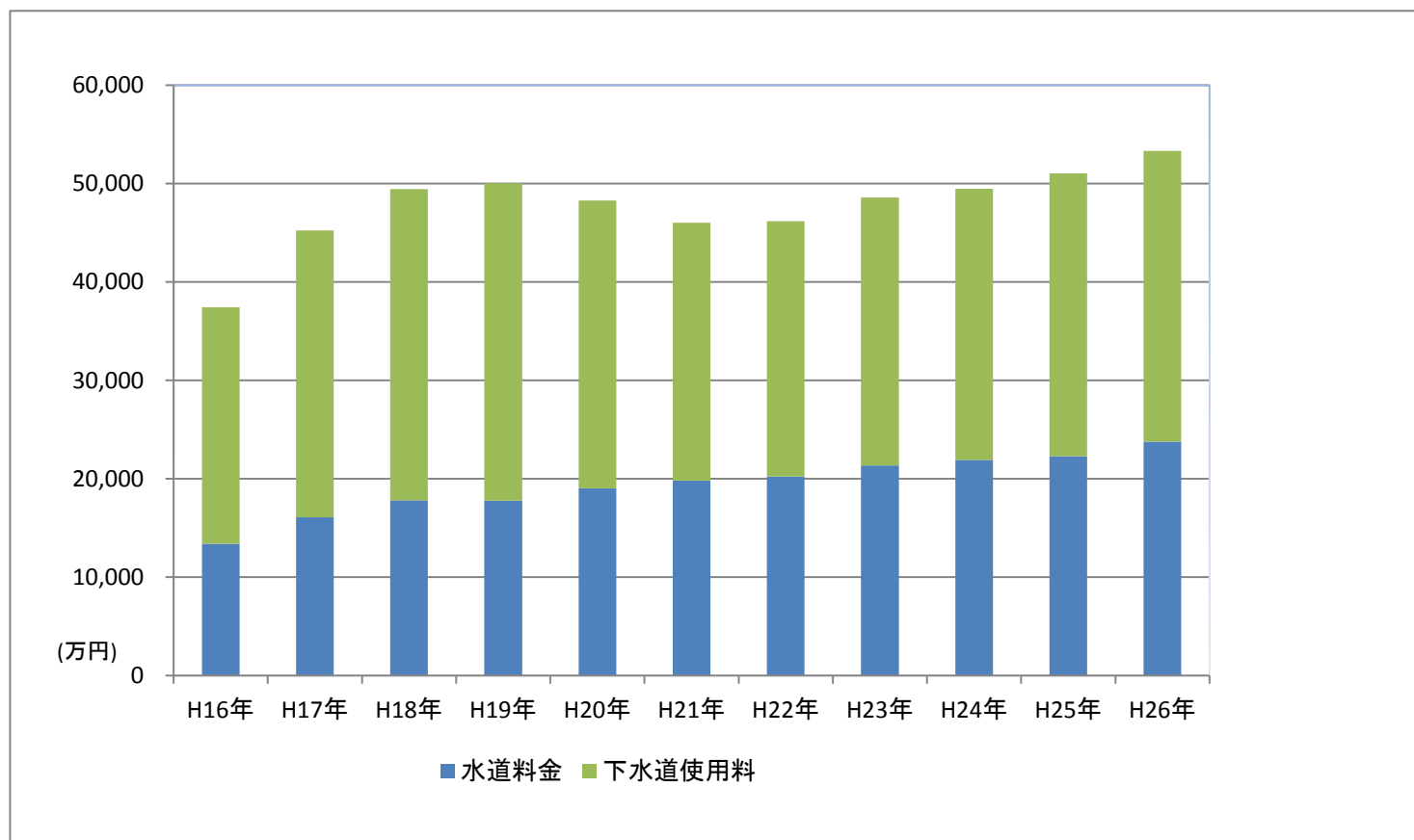
		水道料金				下水道使用料					
		現行料金		パプコメ案	見直し後	現行料金		パプコメ案	見直し後		
生活保護世帯	基本料金 超過料金	約4割引	→	減免廃止	→	約5割引	全額免除	→	減免廃止	→	約5割引
児童扶養手当 受給世帯	基本料金 超過料金		→	約4割引 (変更なし)	→	約5割引		→	約4割引 (変更なし)	→	約5割引
特別児童扶養 手当受給世帯	基本料金 超過料金										
満70歳以上 独居世帯	基本料金 超過料金	約4割引 減免なし	→	対象者年齢 の引き上げ	→	年齢変更なし (満70歳以上)	約4割引 減免なし	→	対象者年齢 の引き上げ	→	年齢変更なし (満70歳以上)
障害者世帯	基本料金 超過料金	減免なし	→	約4割引	→	約5割引	減免なし	→	約4割引	→	約5割引
社会福祉施設	基本料金	642円		1020円		1020円	1074円		1096円		1096円
	超過料金1	一律 112円/m3	→	家事用料金 と同程度 一律 143円/m3	→	一律 120円/m3	一律 72円/m3	→	家事用料金 と同程度 一律 156円/m3	→	一律 77円/m3
	超過料金2										
	超過料金3										
超過料金4											

注、「パプコメ案」とは、パブリックコメントに提示した当初案

## 資料6

## 減免負担金の推移(円)

	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
水道料金	134,014,000	160,900,000	178,025,000	177,870,000	190,325,000	198,255,000	202,325,000	213,600,000	219,244,000	222,802,000	237,522,000
対前年延び率	—	1.20	1.11	1.00	1.07	1.04	1.02	1.06	1.03	1.02	1.07
下水道使用料	240,230,000	291,480,000	316,234,000	322,544,000	292,373,000	261,926,000	259,569,000	272,461,000	275,468,000	287,421,000	295,730,000
対前年延び率	—	1.21	1.08	1.02	0.91	0.90	0.99	1.05	1.01	1.04	1.03
上下計	374,244,000	452,380,000	494,259,000	500,414,000	482,698,000	460,181,000	461,894,000	486,061,000	494,712,000	510,223,000	533,252,000
対前年延び率	—	1.21	1.09	1.01	0.96	0.95	1.00	1.05	1.02	1.03	1.05



資料7

過去10年間の有収水量・有収汚水量の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
有収水量 (m3)	32,245,275	32,327,223	32,295,743	31,778,705	31,464,414	31,809,380	31,644,305	31,429,126	31,258,047	30,914,421
有収汚水量 (m3)	32,072,001	32,202,422	32,104,422	31,634,644	31,617,622	31,985,161	31,905,339	31,746,849	31,606,089	31,285,098

今後10年間の有収水量・有収汚水量の予測

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
有収水量 (m3)	30,752,535	30,513,595	30,358,260	30,202,735	30,129,115	29,791,214	29,536,308	29,282,057	29,107,739	28,774,977
有収汚水量 (m3)	31,166,328	30,971,047	30,795,702	30,619,846	30,527,577	30,184,642	29,925,533	29,667,165	29,489,674	29,151,738

